

水上村老朽危険空家等除却促進事業 補助制度の手引き

お問い合わせ

〒868-0795

熊本県球磨郡水上村大字岩野 90 番地

水上村役場 地方創生推進課

TEL:0966-44-0312

FAX:0966-44-0662

chihososei@vill.mizukami.lg.jp

目次

1 補助制度の概要

- (1)補助金の対象者
- (2)補助金の対象となる物件
- (3)補助金の額

2 補助制度の流れ

3 補助制度の申込み及び申請などの手続きについて

- (1)事前調査申込の提出
- (2)事前調査
- (3)事前調査判定通知
- (4)補助金の交付申請
- (5)契約の締結
- (6)解体工事の着工
- (7)解体工事の完了

4 その他

1 補助制度の概要

(1)補助金の対象者は、次の要件を全て満たす方です。

- ・空家の所有者や管理者で、登記記録に記録されている方
※対象者以外に、所有者、抵当権者など、他に対象物件の権利者がいる場合には、原則として全ての関係権利者の同意が必要です。早い段階(事前申込み時など)で同意を得ていただくことをおすすめします。
- ・村税などを滞納していない方
- ・暴力団員または暴力団と密接な関係を有する方でない、また、補助事業に係る契約をしない方
- ・空家法第 22 条第3項に規定する命令を受けていない方

(2)補助金の対象となる物件は、次の要件を全て満たす物件です。

- ・村内に位置し、おおむね1年以上使用されていないもの
- ・構造又は設備が著しく不良であり、空家等危険度判定基準の配点の合計が 100 点以上であるもの
- ・周辺への危険度判定基準に該当する状態であるもの
- ・補助金の交付を受ける目的で故意に破損された建物でないもの
- ・補助事業を、解体事業者(熊本県内)に請け負わせること
解体事業者とは…建設業法(昭和24年法律第 100 号)別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業か、解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 21 条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた者で、熊本県内に本店又は営業所等を有するもの
- ・他の補助金や公共事業などによる補償を受けていないもの

(3)補助金の額

老朽危険空家等の解体工事費(消費税別)の5分の4の金額(千円未満切り捨て)で、上限を50万円とする。

除却工事請負金額		
補助金 (補助対象経費の 5 分の4)	補助対象外経費 (5 分の 1)	消費税
	自己負担	

例 除却工事費見積額 110 万円(税込み)

↓

補助対象経費=100 万円(税抜き)×8／10=80 万円

↓

補助金額=80 万円

↓

上限額 50万円

※国の標準除却費上限の単価(円／㎡)を超える場合は、上限単価で計算されます。

2 補助制度の流れ

事前調査の受付(お問い合わせ受付)

「事前調査申請書」に添付書類を添えてご提出ください。

提出期限:令和7年(2025年)5月30日(金)



事前調査

空家が補助事業の対象となるか、役場職員が判定基準に沿って判定を行います。
あわせて村税などの滞納がないか調査します。



事前調査結果通知

「事前調査結果通知書」にて通知します。



補助金の交付申請

上記の「事前調査結果通知書」とともに、補助金交付申請書を送付しますので、添付書類を添えてご提出ください。

提出期限:送付の際にご案内します。



補助金の交付決定

書類審査後に、「補助金交付決定通知書」にて補助金額を通知します。

※予算枠の都合により、申請件数の一部に限って交付決定せざるを得ないときは、危険度の高いものが優先されること、もしくは、抽選により交付決定をしますので、その点、ご了承ください。



契約の締結

「補助金交付決定通知書」が届いたら、解体事業者と契約を締結してください。なお、**契約日は補助金交付決定通知書の日付以降でなければなりません。**



解体工事着手

空家の解体工事を行います。着工時は「事業着手届」に添付書類を添えてご提出ください。解体時は**着工前、工事中、完了時に工事写真を撮影しておいてください。**
※補助事業の内容に変更などがある場合は、速やかにご相談ください



解体工事完了

※この後の流れについては、2通り(【通常】と【代理受領】)ありますので、ご選択ください。

代理受領とは…補助金を、申請者に代わり解体事業者が直接受け取ることができるものです。この制度を利用することで、申請者は、解体事業者に、解体費用の総額から補助金額を差し引いた分の支払いだけで済み、申請者が、解体工事費用の全額を用意する必要がなくなるため、申請者にとって、金銭面での負担が軽減されます。

この制度を利用するためには、申請者と解体事業者の双方が同意したうえで、申請者が解体事業者に補助金を受領するための委任を行う必要があります。

【通常】



解体工事費の支払い

解体事業者に工事費の全額を支払い、領収書を受領してください。



【代理受領】



完了届・代理受領委任状の提出

「事業完了届」に添付書類を添えて「代理受領委任状」とともに提出してください。



完了届の提出

「事業完了届」に添付書類を添えて提出してください。



補助金の額確定

書類審査後、「補助金交付確定通知書」と「補助金請求書」を送付します。



補助金の受領

「補助金請求書」に添付書類を添えて提出してください。
補助金を交付します。

補助金の額確定

書類審査後、「補助金交付確定通知書」にて通知します。

解体事業者に「代理受領補助金請求書」を送付します。



解体工事費の支払い

解体事業者に工事費の補助金分を除いた額を支払い、解体事業者より領収書を受領してください。



補助金の受領

解体事業者(代理受領者)より請求書・申請者に発行した領収書(写)を村地方創生推進課へ提出。
補助金を解体事業者(代理受領者)に交付します。

3 補助制度の申込み及び申請などの手続きについて

(1) 事前調査申請書の提出

本事業を利用したい方は、下記書類を受付期間中に提出してください。

【事前調査申請に必要な書類】

- ・水上村老朽危険空家等事前調査申請書(第1号様式)
- ・位置図(空家等の所在が分かるもの)
- ・村税納付状況調査承諾書(第2号様式)
- ・申請者の運転免許証等、本人確認ができるものの写し

【申込受付期間】

令和7年(2025年)5月30日(金)まで

受付時間:午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は、5月30日(金)必着

(2) 事前調査

役場職員が本事業の要綱に定められた空家等危険度判定基準および周辺への危険度判定基準により、本補助事業の対象となるか、現地にて調査を行います。

(3) 事前調査結果通知

調査が終わりましたら、「水上村老朽危険空家等事前調査結果通知書」を郵送します。該当の結果通知が届いた場合は、通知時に示された提出期限までに補助金交付申請書を提出してください。

(4) 補助金の交付申請

事前調査について「該当」という結果を受けた申請者の方は、下記書類を提出期限(事前調査結果通知時にお示します)までに提出してください。

申請書の提出後、補助要件を確認し、補助金の交付を決定したときは、「水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定通知書」を郵送します。送付されるまでに、1～2か月程度の期間を要する場合があります。

交付決定前に、解体工事に係る契約を締結し、工事に着手することは出来ません。十分にご注意ください。

補助金の手続きは、多くの書類の作成が必要となります。解体工事関係の書類作

成も必要となりますので、解体現場の工事写真(工事前後、途中経過)の撮影など、工事と一緒に解体事業者へご相談されることをおすすめします。

なお、予算に限りがありますので、危険度の高い老朽危険空家等が優先され、危険後の度合いが同程度の場合は、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定を行いますので、その点についてご了承ください。

【補助金交付申請に必要な書類】

- ・水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付申請書(第4号様式)
- ・事業実施計画書(第5号様式)
- ・解体工事見積書(内訳が記載されたもの)
- ・解体事業者の建設業の許可証または解体工事業の届出書の写し(コピー)
※解体工事業、建築工事業、土木工事業の許可を受けている、または、解体工事業の届出をしている熊本県内に本店または営業所等を有する業者を指定してください。
- ・建物の延床面積が確認できるもの(平面図など)
- ・委任状(第6号様式)
業者等に書類の手続き等を委任する場合、両者合意の上で提出するものです。
所有者などがご自身で申請される場合は、提出の必要はありません。
- ・建物の全部事項証明書(発行されてから3か月以内のもの)の写し
- ・土地の全部事項証明書(発行されてから3か月以内のもの)の写し
(建物が未登記の場合、老朽危険空家等の所有者と土地所有者が異なる場合で、申請者が土地の所有者または所有者の相続権利者である場合に限りします。)
※「写し」とは・・・法務局や役場で取得した書類そのもののことを言います。
- ・除却同意書(第7号様式)
共同名義人や相続権利者が申請した場合等は、他の関係者の同意書の提出が必要です。
- ・空家証明書(第8号様式)
空家の所在する地区の区長の証明が必要です。区長への問合せについては、お問い合わせ先までご相談ください。
補助金交付申請には、特に添付書類が多いため、ご不明な点は、水上村役場 地方創生推進課(TEL 0966-44-0312)までお問合せください。

(5)契約の締結

「水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付決定通知書」が届きましたら、解体事業者と契約書を取り交わしてください。

(6)解体工事の着工

契約締結後、解体工事を着工します。着工後は、速やかに下記書類を提出してください。

- ・水上村老朽危険空家等除却促進事業着手届(第 10 号様式)
- ・工事請負契約書の写し(コピー)
- ・工程表

※工事中は、作業状況が確認できる写真(工事前後と工事途中)を撮影しておいてください。

なお、工事期間などの変更や、中止などが生じる場合は、事前に届け出が必要です。水上村老朽危険空家等除却促進事業変更等承認申請書(第 11 号様式)を提出してください。

(7)解体工事の完了

解体工事が完了したら、必ずご自身で解体後の状況を現地で確認してください。

この後の、手続きについては、2通り(【通常】と【代理受領】)ありますので、どちらか選択の上、手続きを行ってください。

～【通常】の場合～

(8)解体工事費の支払い、領収書の受領、完了届

工事終了後、解体事業者より請求された解体費用の全額をお支払いください。見積書に記載の金額と差異がないかなどの確認をお願いします。

※代理受領を選択される場合、支払方法が異なります。詳細は P.●をご覧ください。

解体費用の支払い後、解体事業者より領収書を受領し、下記書類を提出してください。

【完了届に必要な書類】

- ・水上村老朽危険空家等除却促進事業完了届(第 13 号様式)
- ・補助対象事業の請求書と領収書の写し(コピー)
- ・工事写真(着工前、中間、しゅん工)

(9)補助金額の確定、補助金請求

完了届に基づき、補助事業の完了に伴う検査を行います。検査の結果、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは補助金の額を確定し、「水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書」を郵送します。

「水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金請求書(第 15 号様式)」を同封しますので、通帳の写し(コピー)とともに、ご提出ください。

後日、指定された口座へ振り込まれますので、入金について、必ずご確認ください。

～【代理受領】の場合～

(8')完了届、代理受領委任

解体費の支払いの前に、下記書類を提出してください。

【完了届に必要な書類】

- ・水上村老朽危険空家等除却促進事業完了届(第 13 号様式)
- ・補助対象事業の請求書の写し(コピー)
- ・工事写真(着工前、中間、しゅん工)
- ・代理受領委任状(第 16 号様式)

(9')補助金額の確定

完了届に基づき、補助事業の完了に伴う検査を行います。検査の結果、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合していると認めたときは補助金の額を確定し、「水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書」を解体事業者(代理受領者)へ郵送します。

(10')解体工事費の支払い、領収書の受領

解体事業者は、「水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書」に記載の確定額を除いたうえで、申請者へ請求してください。

申請者は、見積書の額から補助金の確定額を除いた金額が請求されているのかを確認し、支払いを行い、その額について、解体事業者から領有書を受領してください。

(11')補助金の代理請求

(9')の「水上村老朽危険空家等除却促進事業補助金交付確定通知書」を解体事

業者(代理受領者)へ送付する際、「代理受領補助金請求書(第 18 号様式)」を同封しますので、申請者に発行した領収書の写し(コピー、補助事業に係る費用から補助金額を差し引いた額のもの)を添付し、ご提出ください。

後日、指定された口座へ振り込まれますので、解体事業者(代理受領者)は、入金について、必ずご確認ください。

4 その他

(1)補助金に関する書類については、補助事業を受けられた年度末から5年間、必ず保存してください。

(2)解体を検討している所在地住所は、建物登記簿の地番を起用してください。

(3)解体後は、解体した旨を水上村役場 税務住民課へ申告願います。固定資産税の滅失届を提出いただきます。

(4)解体後は、法務局で滅失登記申請を実施してください。

熊本地方務局 人吉市局

〒868-0056 熊本県人吉市寺町 2-2

TEL 0966-22-3393

(5)補助金の入金まで、年度内で完了する必要があるため、1年度内での完了にご協力ください。